

IASB Update

2019年5月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 5 月 14 日（火）から 16 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [引当金](#)
- [適用に関する事項](#)
- [基本財務諸表](#)
- [IFRS 第 17 号の修正](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [経営者による説明](#)
- [IFRS for SMEs 基準の見直し](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [のれんと減損](#)

関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 6 月 17—19 日

2019 年 7 月 22—26 日

2019 年 9 月 23—27 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

引当金（アジェンダ・ペーパー22）

審議会は 2019 年 5 月 14 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の諸側面を修正するという考え得るプロジェクトの範囲についての利害関係者のフィードバックについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、IAS 第 37 号の諸側面を修正するプロジェクトに取り組むかどうか、また、その場合に、どの側面の修正を検討するのかを決定する。

適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2019 年 5 月 14 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

不利な契約 — 契約履行のコスト（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、公開草案「不利な契約 — 契約履行のコスト」に対するフィードバックの要約について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で IAS 第 37 号の修正案の方向性を検討する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2019 年 5 月 14 日に会合し、当プロジェクトについてどの種類の協議文書を公表するのかについて議論した。

協議文書 — ディスカッション・ペーパーか公開草案か（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、このプロジェクトについての協議文書は公開草案とすべきであると決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で公開草案の書面投票プロセスを開始する許可について議論する。

IFRS 第 17 号の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 5 月 15 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案の公開草案を公表する前の審議を終結した。今回の会議で、審議会は次のことを行った。

- a. 2019 年 4 月 4 日に開催された IFRS 第 17 号「保険契約」に関する移行リソース・グループ（TRG）会議に関するアップデートを受けた。
- b. 審議会が公開草案を最終確定する前に考慮すべき技術的論点について議論した。
- c. 公開草案についてどのようなコメント期間を設定するのかを検討した。

TRG 会議での議論についてのアップデート（アジェンダ・ペーパー2A—2B）

審議会は、2019 年 4 月 4 日に開催された TRG 会議の要約と、当該会議及び以前の会議で検討された意見提出についての TRG のログを受け取った。

整理論点（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号において、保険契約が投資リターン・サービスを提供するために満たさなければならない要件を定める。その要件は、そうしたサービスの必要条件であるが、決定的なものではない。すなわち、そうしたサービスは、たとえ要件が満たされている場合であっても存在しない可能性がある。その要件は次のとおりである。
 - i. 投資要素があるか、又は保険契約者がある金額を引き出す権利を有している。
 - ii. 投資要素又は保険契約者が引き出す権利を有している金額は、正の投資リターンを含むと見込まれる。かつ、
 - iii. 企業はその正の投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる。

審議会のこの暫定的決定は、投資サービスは投資要素を含んだ契約においてのみ存在すると定めていた以前の暫定的決定を改訂するものである。

- b. IFRS 第 17 号に、たとえリターンそのものが負である場合（例えば、マイナス金利の環境）でも、正の投資リターンが発生する可能性がある旨のガイダンスを含める。
- c. IFRS 第 17 号の第 103 項を修正して、保険契約負債の期首残高から期末残高への調整表において、企業は投資要素と保険料の払戻しとを区分して開示する必要はない旨を明確化する。

- d. IFRS 第 17 号の B123 項(a)を修正して、顧客に貸し付けている金額に関する残存カバーに係る負債の変動は保険収益から除外される旨を明確化する。

審議会は、相互会社が発行した保険契約に関して IFRS 第 17 号を修正しないことも暫定的に決定した。しかし、審議会は、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC265 項への脚注を追加して、相互会社と記述される可能性のある企業のすべてが、企業の最も残余的な持分が保険契約者に支払われるという特徴を有しているわけではない旨を明確化することを決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」のコメント期間（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、この公開草案について 90 日のコメント期間を設定することを決定した。この決定への許可は 2019 年 4 月 23 日にデュー・プロセス監督委員会によって与えられた。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

今後のステップ

スタッフは、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」が 2019 年 6 月末に公表されると見込んでいる。

現在のところ、これ以上の TRG 会議は予定されていない。TRG 会議は将来において予定される可能性がある。それは、新たな意見提出の内容や、当該意見提出についての議論が、IFRS 第 17 号の導入の当該段階において、導入を混乱させることなく利害関係者に有用となるかどうかに応じて行われる。

開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2019 年 5 月 15 日に会合し、従業員給付及び公正価値測定に関する開示についての利害関係者からのフィードバックの要約を聞き、また、そのフィードバックを踏まえての技術的分析及び提案の開発に対するアプローチ案について議論した。

アジェンダ・ペーパー11A、11B 及び 11C は、アウトリーチ活動及びそれらが生み出したフィードバックの要約を提供したものであった。

技術的分析に対するアプローチ（アジェンダ・ペーパー11D）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 従業員給付に関する新たな情報又は異なる情報の開示が、既存の IAS 第 19 号「従業員給付」の開示要求よりも利害関係者のニーズを効果的に満たすかどうかを検討する。
- b. 公正価値測定の開示に関して作成者が効果的な重要性の判断を行うことへの支援を検討する。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、IAS 第 19 号及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」の開示要求についての詳細な技術的分析について今後の会議で議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は 2019 年 5 月 15 日に会合し、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂に対するスタッフのアプローチの概要について議論した。

審議会は、実務記述書の改訂は、財務報告書の主要な利用者の情報ニーズをより適切に満たす経営者による説明の作成を促進することを意図したものであることに留意した。改訂後の実務記述書は、次のようなガイダンスを提供することになる。

- a. 記述的な報告における革新を統合する。
- b. 報告実務における欠落に対処する。
- c. 依然として原則ベースとするが、厳格な適用を支援するための十分な詳細を含む。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、有用な財務情報の質的特徴を経営者による説明を作成する際にどのように考慮すべきかについて議論する。

IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2019 年 5 月 15 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（2019 年レビュー）について議論した。審議会は次のことについて議論した。

- a. 2019 年レビューに対するアプローチ — アジェンダ・ペーパー30A
- b. IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 16 号「リース」に合わせることができるかどうか、また、どのようにして合わせることができるのかを示す例 — アジェンダ・ペーパー30B
- c. この先の道筋と今後のステップ — アジェンダ・ペーパー30C

審議会は、2019 年レビューの一部として公表すべき情報要請は、現時点では IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない完全版の IFRS 基準及び修正に IFRS for SMEs 基準を合わせるべきかどうか、また、その場合にどのように合わせるべきかについての見解を求めるべきであると決定した。

現時点では IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない完全版の IFRS 基準及び修正に IFRS for SMEs 基準を合わせるべきかどうか、また、その場合にどのように合わせるべきかを決定するにあたり、審議会は 3 つの原則を適用する。

- a. SMEs に対するの目的適合性
- b. 簡素さ
- c. 忠実な表現

審議会はスタッフに、2019 年レビューに関する現在の審議会の暫定的決定の要約を、原則をどのように適用すべきかの記述を含めて作成するよう依頼した。

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席した。

今後のステップ

2019 年 6 月に、審議会は、現時点では IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない完全版の IFRS 基準及び修正に IFRS for SMEs 基準を合わせるべきかどうか、また、その場合にどのように合わせるべきかについての議論を開始する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2019 年 5 月 16 日に会合し、料金規制対象活動プロジェクトについての教育セッションを行った。このセッションは以下を含むものであった。

- a. 定義された料金規制の対象となっている企業が財又はサービスを提供する際に生じる規制資産及び規制負債について開発中の会計モデル（モデル）の基礎となる原則の要約
- b. 審議会の暫定的決定がモデルの基礎となる原則と整合的かどうかについての議論

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、モデルの主要な原則に関する審議を 2019 年 6 月に引き続き行う。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は 2019 年 5 月 16 日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 企業結合についての開示要求の改善方法
- b. 強制的な年次の定量的減損テストの免除を設けるべきかどうか

企業結合についてのより良い開示（アジェンダ・ペーパー18A）

のれんと減損のプロジェクトの 1 つの目的は、企業結合についてのより良い開示を識別することである。審議会は、2019 年 4 月のボード会議からのフィードバックに対応して、IFRS 第 3 号「企業結合」の開示目的及び開示要求の考えられる改善の追加的な分析について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

強制的な年次の定量的減損テストの免除（アジェンダ・ペーパー18B）

のれんと減損のプロジェクトのもう 1 つの目的は、のれんの会計処理を簡素化することである。審議会は、当該目的を満たすために、強制的な年次の定量的減損テストの免除の可能性について、次のことを含めて議論した。

- a. 減損の兆候が存在していない場合に、のれんについての年次の定量的減損テストを実施するという要求を削除すること
- b. 耐用年数を確定できない無形資産と、未だ利用可能ではない無形資産に対して、同じ救済措置を適用すること

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、2019 年 6 月のボード会議で、どの予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めるかについて議論する。審議会は当該ディスカッション・ペーパーを 2019 年後半に公表する計画である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675